

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別添「定期監査結果報告書（令和5年度前期定期監査）」のとおりに公表します。

令和5年6月29日

三浦市監査委員 長 治 克 行
三浦市監査委員 長 島 満理子

定期監査結果報告書

(令和5年度前期定期監査)

三浦市監査委員

1 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査（三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）第3条第1項第1号の規定による財務監査）

2 監査の対象部課等

都市環境部（都市計画課、土木課、環境課、廃棄物対策課、環境センター、清掃事業所）、上下水道部（下水道課…一般会計に係る部分に限る。）、議会事務局

3 監査の対象範囲

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第2項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間

令和5年4月17日から令和5年6月2日まで

5 監査の実施場所

三浦市役所第2分館 監査委員事務局（一部、監査対象部課等の執務室を含む）

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 契約関係
契約課で定めている各種マニュアルに基づいて契約事務が執行されているか。また、随意契約である場合、その理由が適切であるか。
- (2) 法令・ルール等との抵触
法令等（法、施行令、施行規則、条例、規則、規程、要綱、要領、庁内ルール）と異なった事務の運用がなされていないか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従っ

て実施されているか調査を行った。

- (3) 現金(釣銭資金を含む)及び印紙類等が適切に管理されているかを実査等により確認を行った
- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課長及び関係職員に質問を行った。
- (5) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

(以 上)

1 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査（三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）第3条第1項第1号の規定による財務監査）

2 監査の対象部課等 農業委員会事務局

3 監査の対象範囲

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第2項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間

令和5年4月18日から令和5年6月2日まで

5 監査の実施場所

三浦市役所第2分館 監査委員事務局

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 契約関係
契約課で定めている各種マニュアルに基づいて契約事務が執行されているか。また、随意契約である場合、その理由が適切であるか。
- (2) 法令・ルール等との抵触
法令等（法、施行令、施行規則、条例、規則、規程、要綱、要領、庁内ルール）と異なった事務の運用がなされていないか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 現金（釣銭資金を含む）及び印紙類等が適切に管理されているかを実査等により確認を

行った

- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課長及び関係職員に質問を行った。
- (5) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。

ただし、事務処理上の一部に軽微ではあるが留意すべき事項が見受けられたので、より適正な事務の執行に努められたい。

(以 上)

1 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査（三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）第3条第1項第1号の規定による財務監査）

2 監査の対象部課等 公平委員会事務局

3 監査の対象範囲

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第2項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間

令和5年4月17日から令和5年6月2日まで

5 監査の実施場所

三浦市役所第2分館 監査委員事務局

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 契約関係
契約課で定めている各種マニュアルに基づいて契約事務が執行されているか。また、随意契約である場合、その理由が適切であるか。
- (2) 法令・ルール等との抵触
法令等（法、施行令、施行規則、条例、規則、規程、要綱、要領、庁内ルール）と異なった事務の運用がなされていないか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 現金（釣銭資金を含む）及び印紙類等が適切に管理されているかを実査等により確認

を行った

- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課長及び関係職員に質問を行った。
- (5) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。

(以 上)

1 監査等の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査（三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号）第3条第1項第1号の規定による財務監査）

2 監査の対象部課等 固定資産評価審査委員会

3 監査の対象範囲

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に執行した事務事業（地方自治法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び同条第2項の規定による事務の執行）

4 監査の実施期間

令和5年4月18日から令和5年6月2日まで

5 監査の実施場所

三浦市役所第2分館 監査委員事務局

6 監査実施上の着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に行われているか。
- (2) 補助金等の交付は補助要綱等に基づき適切に執行されているか。また、その成果の確認は行われているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に行われているか。
- (5) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (6) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

7 重点監査項目

- (1) 契約関係
契約課で定めている各種マニュアルに基づいて契約事務が執行されているか。また、随意契約である場合、その理由が適切であるか。
- (2) 法令・ルール等との抵触
法令等（法、施行令、施行規則、条例、規則、規程、要綱、要領、庁内ルール）と異なった事務の運用がなされていないか。

8 監査の実施内容

- (1) 提出された定期監査資料を検討し、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が公正、合理性、効率性に欠けると疑われるものについてリスクの高い項目を優先的に抽出し、その事務に関する書類・帳票の調査を行った。
- (2) 提出された書類・帳票の中から事務事業が法令・条例・規則及び業務マニュアル等に従って実施されているか調査を行った。
- (3) 現金(釣銭資金を含む)及び印紙類等が適切に管理されているかを実査等により確認

を行った

- (4) 定期監査資料及び書類・帳票の調査結果を基に担当部課長及び関係職員に質問を行った。
- (5) 監査の実施にあたっては、三浦市監査基準に準拠し実施した。

9 監査の結果

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると概ね認められた。

(以 上)